

資料 1

令和2年度 第4回 県国保運協

令和3年2月19日（金）

# 高知県国民健康保険事業特別会計の 令和3年度 当初予算（案）等の概要について

高知県  
健康政策部 国民健康保険課

# **1. 高知県国民健康保険事業特別会計の 令和3年度 当初予算（案）の概要について**

## <歳入・歳出予算の概要>

○予算総額：約**808.6億円**（前年度との差 +約0.1億円（+0.02%））

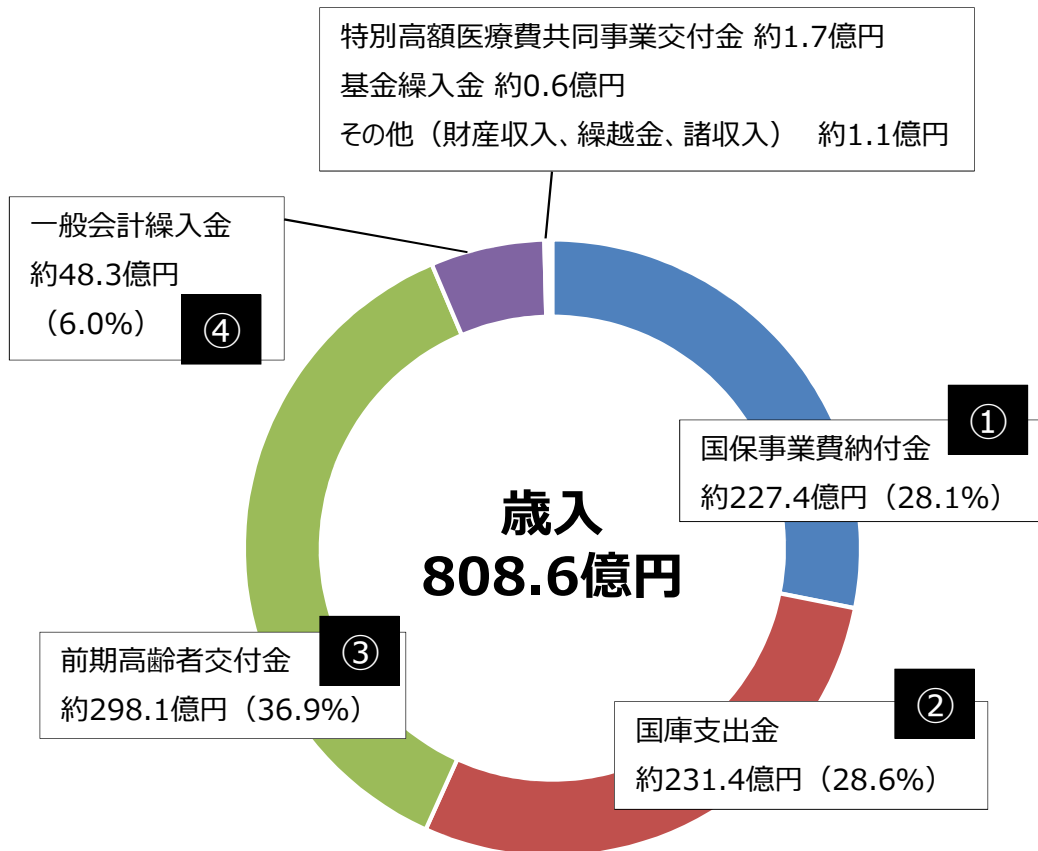
○歳入予算の主な内訳

- ①国保事業費納付金：約227.4億円（同▲約3.9億円（▲1.7%））、②国庫支出金：約231.4億円（同▲約5.5億円（▲2.3%））、
- ③前期高齢者交付金：約298.1億円（同+約9.8億円（+3.4%））、④一般会計繰入金：約48.3億円（同▲約1.3億円（▲2.6%））

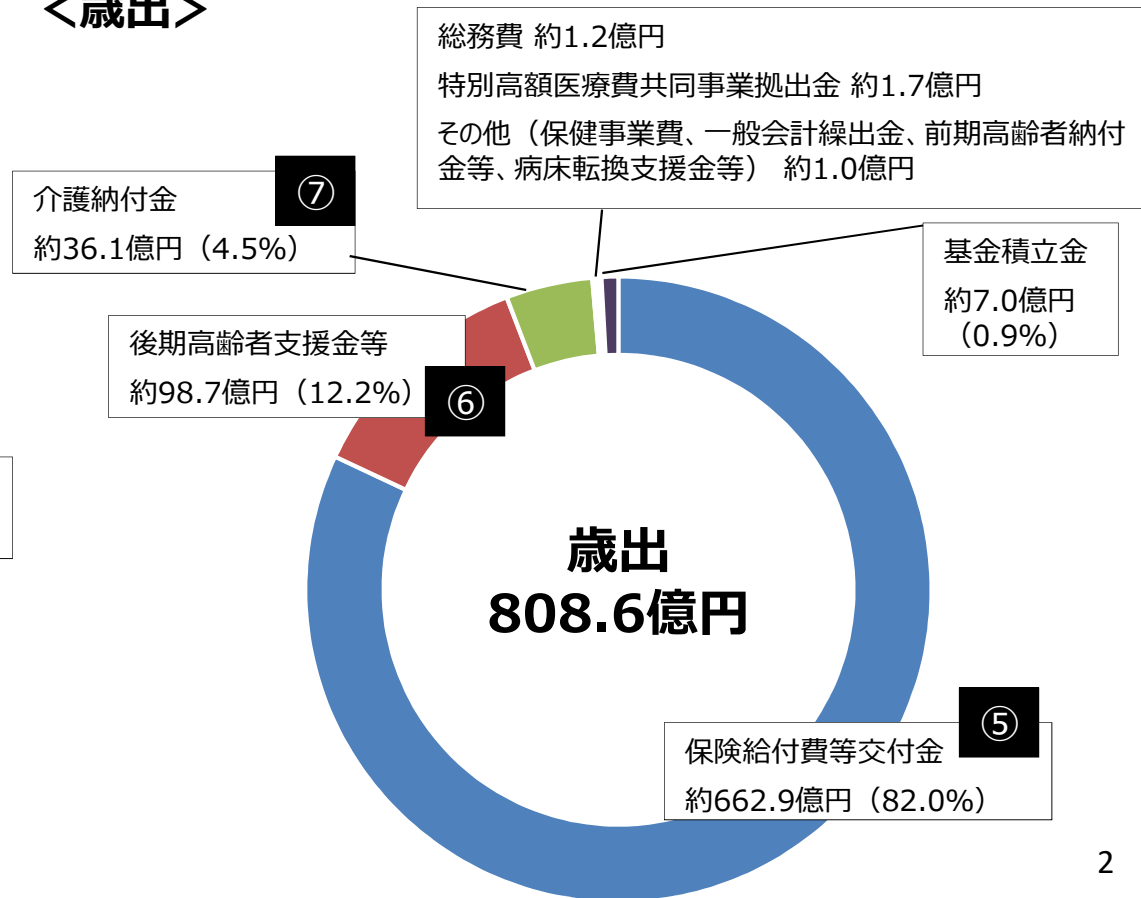
○歳出予算の主な内訳

- ⑤保険給付費等交付金：約662.9億円（同▲約2.3億円（▲0.3%））、⑥後期高齢者支援金等：約98.7億円（同▲約0.9億円（▲0.1%））、⑦介護納付金：約36.1億円（同+約0.8億円（+2.7%））

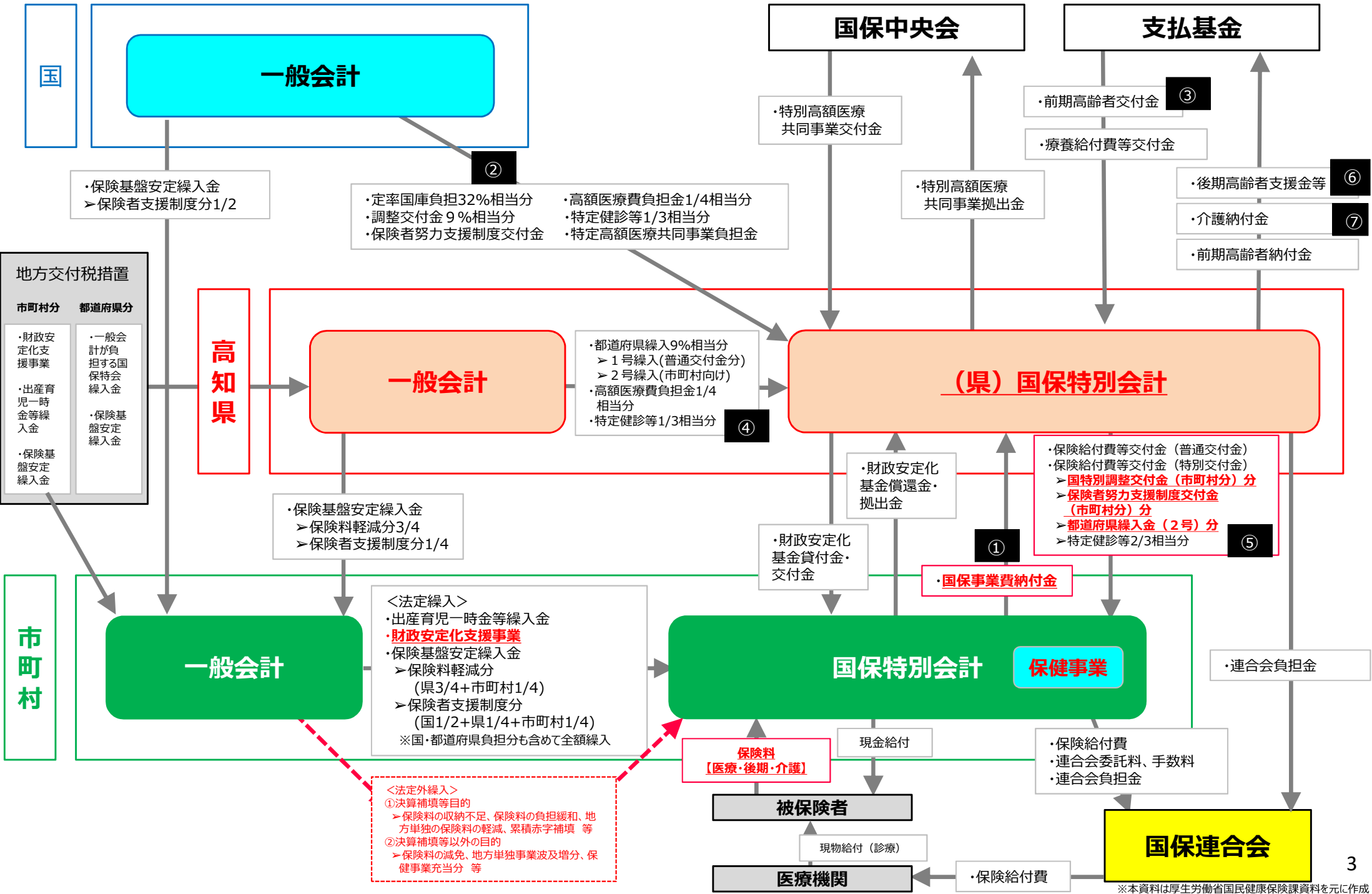
## <歳入>



## <歳出>



# (参考) 国民健康保険財政の仕組み



※本資料は厚生労働省国民健康保険課資料を元に作成

# 令和3年度 高知県国民健康保険事業特別会計 当初予算について

令和3年度 県国保特会の予算規模 80,856,756千円【対前年度当初比 12,488千円増、0.02%増】

## <県国保特会からの主な歳出>

- 保険給付費等交付金（普通交付金）（市町村） 64,388,791千円
- 保険給付費等交付金（特別交付金）（市町村） 1,902,249千円
- 後期高齢者支援金等（社会保険診療報酬支払基金） 9,866,651千円
- 介護納付金（社会保険診療報酬支払基金） 3,614,173千円
- 被保険者の健康づくりと医薬品の適正使用に向けた取組（県実施） 17,162千円

## <県一般会計からの主な歳出>

- 保険基盤安定負担金 2,963,226千円
- 〔・保険料軽減分【県負担分3/4（市町村1/4）】（市町村） 2,530,109千円〕
- 〔・保険者支援分【県負担分1/4（国1/2、市町村1/4）】（市町村） 433,117千円〕

県全体で健康づくり事業に取り組むことにより、医療費適正化を推進するとともに、保険者努力支援交付金の市町村分の確保につなげる。

歳出

### 保険者努力支援交付金

○取組評価分：後発医薬品の使用割合や収納率の向上など、保険者としての努力を行う都道府県や市町村に対する交付金。  
○事業費分：都道府県や市町村が行う予防・健康づくり事業に要する費用に対する交付金。

### 国保事業費納付金

○保険給付費等交付金（普通交付金）、後期高齢者支援金等、介護納付金、前期高齢者納付金の財源とするため、県が算定し、市町村が県に納付。  
○各市町村は、この額等をもとに、国保料税率を決定し、賦課・徴収する。

### 一般会計繰入金

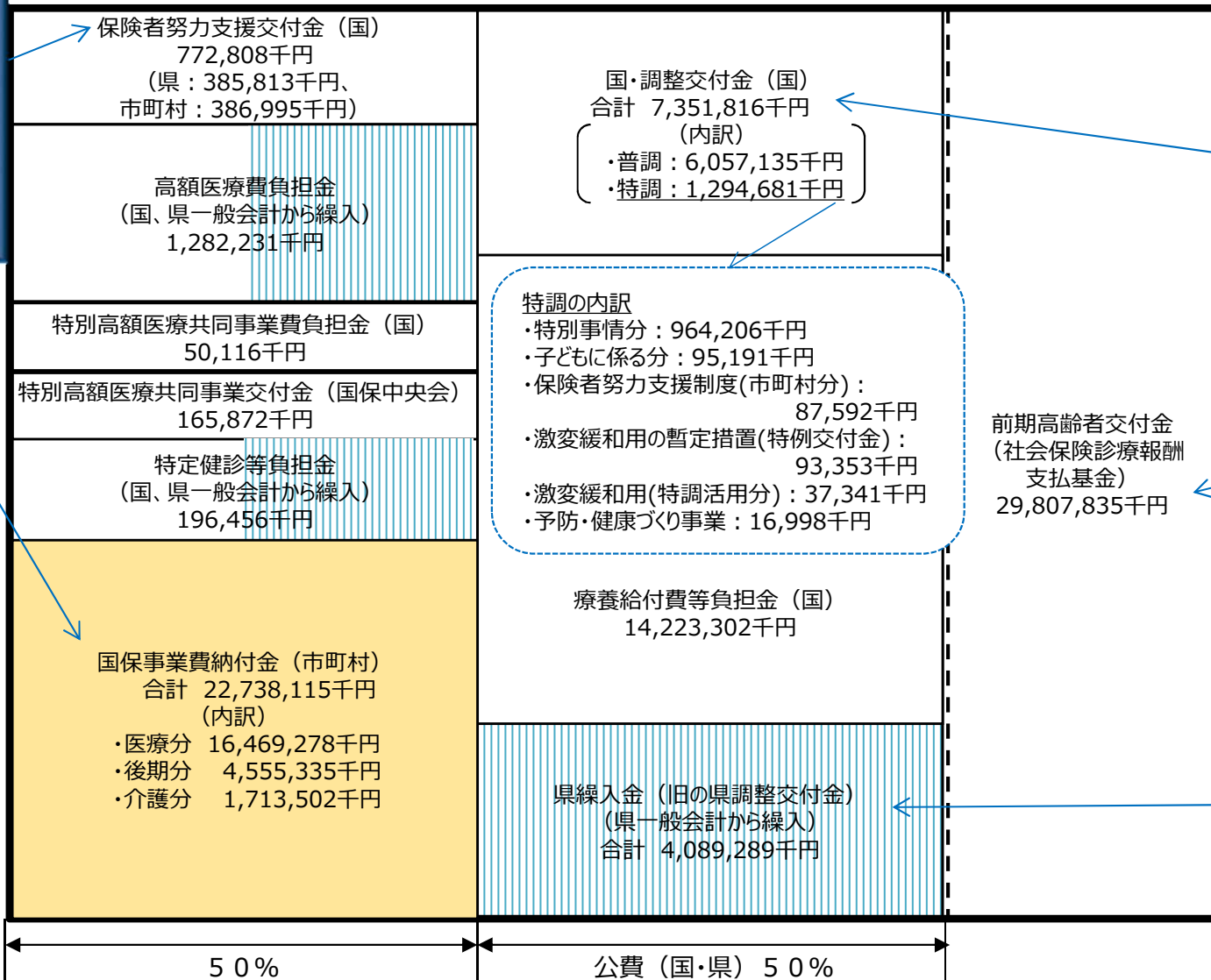
- 4,831,991千円（※2）
- 県繰入金（旧の県調交）：4,089,289千円（再掲）
- 高額医療費負担金：641,116千円（再掲）
- 特定健診等負担金：98,228千円（再掲）
- 職員給与等繰入金（総務費）：3,358千円

### 一般会計繰出金 67,836千円

○予防・健康づくり事業の一部を一般会計で執行。

※1：（ ）書きは歳出先または歳入元。  
※2：歳入の縦線部分は、県一般会計から国保特会への繰り入れ部分。

歳入（県国保特会）



国・調整交付金  
○普通調整交付金  
財政力の不均衡等を調整するために交付。  
○特別調整交付金  
画一的な測定方法では措置できない特別事情を考慮して交付。

前期高齢者交付金  
○国保・被用者保険の65歳から74歳の前期高齢者の加入割合の偏在による保険者間の財政の不均衡を、各保険者の前期高齢者の加入割合により調整。

県繰入金  
○1号繰入金  
一般会計から国保特会に繰入れ、保険給付費等交付金（普通交付金）の財源に充てる。  
○2号繰入金  
国保事業の運営の安定化に資する事業を行う市町村に交付。

50%

公費（国・県）50%

令和3年度 高知県国保特別会計 当初予算総額(案) 80,856,756千円【対前年度当初比 12,488千円増、0.02%増】

(金額単位：千円)

◆主な歳出※【】内は歳出先		内容	R3当初(案)	R2当初	2→3増減額	2→3増減率	増減要因など
保険給付費等交付金		※以下のとおり。	66,291,040	66,517,735	▲226,695	▲0.3%	
内訳	①普通交付金【市町村】	各市町村の保険給付(医療機関等への支払い)に要する費用を交付。	64,388,791	64,743,604	▲354,813	▲0.5%	一人当たり保険給付費が増加の一方、被保険者数の減少
	②特別交付金【市町村】(※4区分の計)	市町村の個別の事情に応じて交付。	1,902,249	1,774,131	128,118	7.2%	国特調の対象事業費の増加。(特にシステムの改修・導入に係る事業費) ※4区分：国特調、保険者努力支援、県2号線入金、特定健診等負担金
	③後期高齢者支援金等【社会保険診療報酬支払基金】(「支払基金」という。)	後期高齢者医療制度への支え合いのための経費。	9,866,651	9,875,479	▲8,828	▲0.1%	後期高齢者支援金の1人当たり単価が増加した一方、被保険者数が減少。
	④介護納付金【支払基金】	介護保険制度への支え合いのための経費。	3,614,173	3,530,507	83,666	2.7%	第2号被保険者数が減少の一方、介護納付金の1人当たり単価が増加。
	⑤保健事業費	被保険者の健康づくりと医薬品の適正使用に向けた取組	17,162	16,654	508	3.1%	・重複服薬や多剤投薬の被保険者への医薬品適正使用の通知など。 ・特定健診の受診率の低い40歳代前半の方などへの受診勧奨など。
	⑥国保財政安定化基金積立金	基金への積立金	698,517	609,174	89,343	14.7%	前期高齢者交付金概算交付額の一部を留保(R2はH30取崩額の積戻)

◆主な歳入※【】内は歳入元		内容	R3当初(案)	R2当初	2→3増減額	2→3増減率	増減要因など
(1)国保事業費納付金【市町村】			22,738,115	23,130,795	▲392,680	▲1.7%	
内訳	・医療給付費分	・市町村の医療に要する費用を賄うための「保険給付費等交付金」に充てるため、県が県全体の保険給付費等の見込みに基づき算定。 ・各市町村の医療費(医療分のみ)や所得水準、被保険者数などに応じて配分する。	16,469,278	16,745,710	▲276,432	▲1.7%	・保険給付費、後期高齢者支援金の減少 ・介護納付金の増加。 ・前期高齢者交付金の増加など。
	・後期高齢者支援金等分		4,555,335	4,761,024	▲205,689	▲4.3%	
	・介護納付金分		1,713,502	1,624,061	89,441	5.5%	
(2)前期高齢者交付金【支払基金】		前期高齢者の加入率の偏在による不均衡を全保険者で調整。当該年度は概算交付され、2年後に精算する方式。※国係数により算定。	29,807,835	28,825,556	982,279	3.4%	・当年度概算交付額の増加。 ・過年度分精算による影響。
(3)療養給付費等負担金【国】		保険給付費から前期高齢者交付金などを控除した額の32%を国から交付。	14,223,302	14,699,829	▲476,527	▲3.2%	保険給付費の減少や前期高齢者交付金の増加。
(4)国民健康保険財政調整交付金【国】		都道府県間の財政力の不均衡などを調整。(全国平均で保険給付費等の9%。(普調は7%、特調は2%))	7,351,816	7,488,713	▲136,897	▲1.8%	・普調：6,057,135千円 ・特調：1,294,681千円
(5)高額医療費負担金【国】		1件80万円超のレセプトの発生による国保財政への影響の緩和を図るため、対象経費の1/4を負担。	641,115	648,707	▲7,592	▲1.2%	高額な医療費の減少。
(6)国民健康保険保険者努力支援制度交付金【国】		個人へのインセンティブの提供など、保険者としての努力を行う都道府県や市町村に交付。	772,808	688,187	84,621	12.3%	交付額(市町村分)の増加。(保健事業費分)
(7)特定健康診査等負担金【国】		特定健康診査・特定保健指導に要する経費の1/3を負担。	98,228	111,549	▲13,321	▲11.9%	対象者数の減少。
(8)一般会計繰入金		※以下のとおり。	4,831,991	4,962,130	▲130,139	▲2.6%	
主なもの	・県・繰入金(旧の県調整交付金)	保険給付費から前期高齢者交付金などを控除した額の9%を一般会計から繰入。	4,089,289	4,199,251	▲109,962	▲2.6%	保険給付費の減少や前期高齢者交付金の増加。
	・高額医療費負担金(県)	1件80万円超のレセプトの発生による国保財政への影響の緩和を図るため、対象経費の1/4を負担。	641,116	648,708	▲7,592	▲1.2%	高額な医療費の減少。
	・特定健康診査等負担金(県)	特定健康診査・特定保健指導に要する経費の1/3を負担。	98,228	111,550	▲13,322	▲11.9%	対象者数の減少。

## **2. 令和3年度 国民健康保険事業費納付金の 算定結果について**

# 令和3年度の国民健康保険事業費納付金の算定結果

## <算定結果の概要>

○納付金総額：約**227億円**

(前年度との差 ▲約3.9億円 (▲1.7%))

○被保険者1人当たりの納付金額：**140,556円**

(前年度との差 ▲46円 (▲0.0%))

○市町村毎の納付金総額：**増加10市町村、減少24市町村** ※被保険者1人当たりでは、増加17市町村、減少17市町村

○激変緩和措置額：約2.6億円 (19市町村が対象)

※ 財源内訳：激変緩和用の暫定措置 (国費) 約0.9億円、追加激変緩和用の特別調整交付金 (国費) 約0.4億円  
 激変緩和用特例基金取崩 (国費) 約0.6億円、県繰入金 約0.7億円

(※ R3年度の縮減分：約0.9億円 (激変緩和措置対象額約3.4億円の1/4))

R3年度算定では、前期高齢者交付金の令和3年度概算交付分約286.1億円のうち、約7億円を留保し、被保険者1人当たりの納付金額を前年度同水準※とする調整をマクロベースで行っている。

※R2年度算定で納付金に加算したH30年度の赤字補填分を除いた場合は+2.7%となる。  
 (=H26からR元までの保険給付費について、単年度換算した伸び率約3%以内に抑制)



### 【参考①】算定の基礎となる数値 ※ ( ) 内は前年度の本算定結果との差、増減率

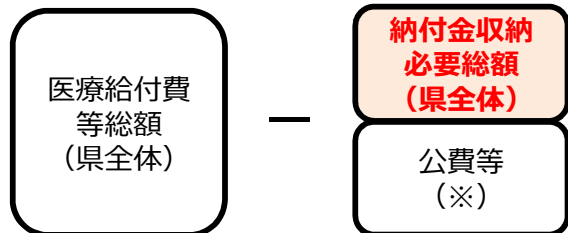
被保険者数 : 161,773人 (▲2,738人、▲1.7%)

世帯数 : 101,001世帯 (▲1,736世帯、▲1.7%)

保険給付費 : 396,924円/人 (+4,493円/人、+1.1%)

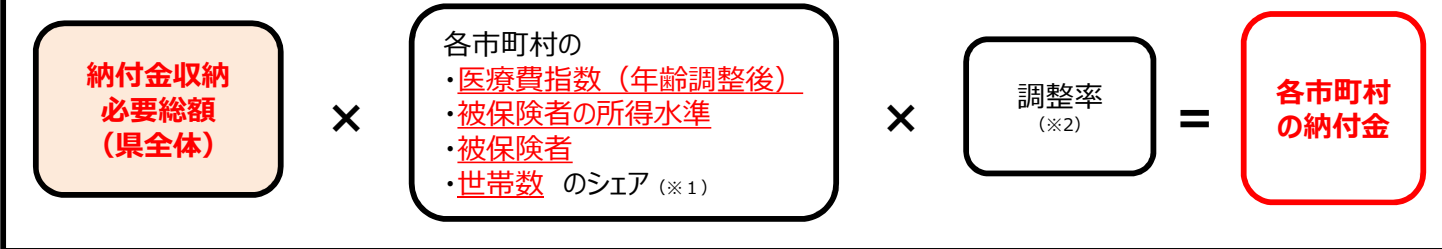
### 【参考②】納付金の算定式の概要

①県全体の納付金収納必要総額を算定



※保険者努力支援交付金、県2号繰入金分等の市町村向け公費等は除く

②各市町村ごとの納付金額を算定



(※1) 後期・介護分は被保険者の所得水準、被保険者数及び世帯数のみ

(※2) 県全体の保険料収納必要総額となるよう、一律の率で最終割り戻し



# 令和3年度 市町村別国民健康保険事業費納付金額

	令和3年度 納付金額 (千円)		1人当たり 納付金額 (円)	
		対前年度 増減率		対前年度 増減率
<b>県計</b>	<b>22,738,116</b>	<b>-1.7%</b>	<b>140,556</b>	<b>0.0%</b>
高知市	9,199,126	-0.2%	144,852	0.6%
室戸市	629,076	-6.3%	156,370	-3.9%
<b>安芸市</b>	850,017	0.9%	155,453	0.8%
南国市	1,476,542	-2.8%	146,963	-0.5%
<b>土佐市</b>	1,044,642	0.0%	144,587	0.8%
須崎市	783,952	-4.7%	132,335	-1.7%
四万十市	979,801	-4.5%	119,023	-1.7%
土佐清水市	543,077	-3.0%	132,619	0.2%
宿毛市	700,122	-2.9%	129,269	-0.4%
<b>東洋町</b>	101,062	4.0%	141,346	4.9%
<b>奈半利町</b>	135,223	-0.5%	146,504	1.6%
<b>田野町</b>	110,434	-4.7%	145,308	0.2%
安田町	114,210	-11.4%	151,472	-5.5%
<b>北川村</b>	47,779	6.1%	143,051	1.6%
<b>馬路村</b>	22,013	3.8%	140,207	5.1%
芸西村	253,195	-4.9%	185,627	-3.3%
<b>香美市</b>	891,082	-1.5%	138,367	-0.1%

	令和3年度 納付金額 (千円)		1人当たり 納付金額 (円)	
		対前年度 増減率		対前年度 増減率
<b>県計</b>	<b>22,738,116</b>	<b>-1.7%</b>	<b>140,556</b>	<b>0.0%</b>
<b>香南市</b>	1,125,266	-2.4%	139,646	0.3%
<b>大川村</b>	6,069	26.7%	72,246	28.2%
<b>土佐町</b>	118,972	6.3%	128,619	3.5%
本山町	93,021	0.8%	117,897	-0.8%
<b>大豊町</b>	120,949	-4.0%	139,826	1.8%
<b>いの町</b>	705,917	-2.3%	135,104	0.9%
仁淀川町	139,346	-7.9%	115,928	-2.7%
<b>佐川町</b>	427,048	-2.9%	143,065	0.5%
<b>越知町</b>	174,458	-3.6%	128,089	-0.9%
<b>中土佐町</b>	255,050	0.2%	146,077	-0.2%
四万十町	607,439	-4.4%	130,829	-0.8%
<b>日高村</b>	151,995	-4.7%	126,557	0.4%
津野町	162,952	-0.4%	124,486	-0.3%
<b>梶原町</b>	105,770	7.1%	122,846	2.1%
黒潮町	404,522	-7.4%	128,257	-2.9%
大月町	201,095	-2.2%	128,577	-5.2%
<b>三原村</b>	56,895	-1.5%	136,766	-0.6%

(注)

- ① 県全体では、被保険者数が減少しているため、納付金総額は減少（1人当たりの金額は横ばい）
- ② 太字＋下線は激変緩和措置の対象の19市町村
- ③ 一部市町村で納付金額が前年度に比べ著しく増加している主な要因は、これまでの激変緩和措置の段階的縮減によるもの。（R3年度は1/4縮減）
- ④ 1人あたり納付金額は、「各市町村の納付金額／被保険者数（納付金算定時の見込み）」で算出した額であり、被保険者が実際に支払うべき保険料ではない

# 令和3年度の国保事業費納付金の算定の前提条件について（令和2年度との比較）

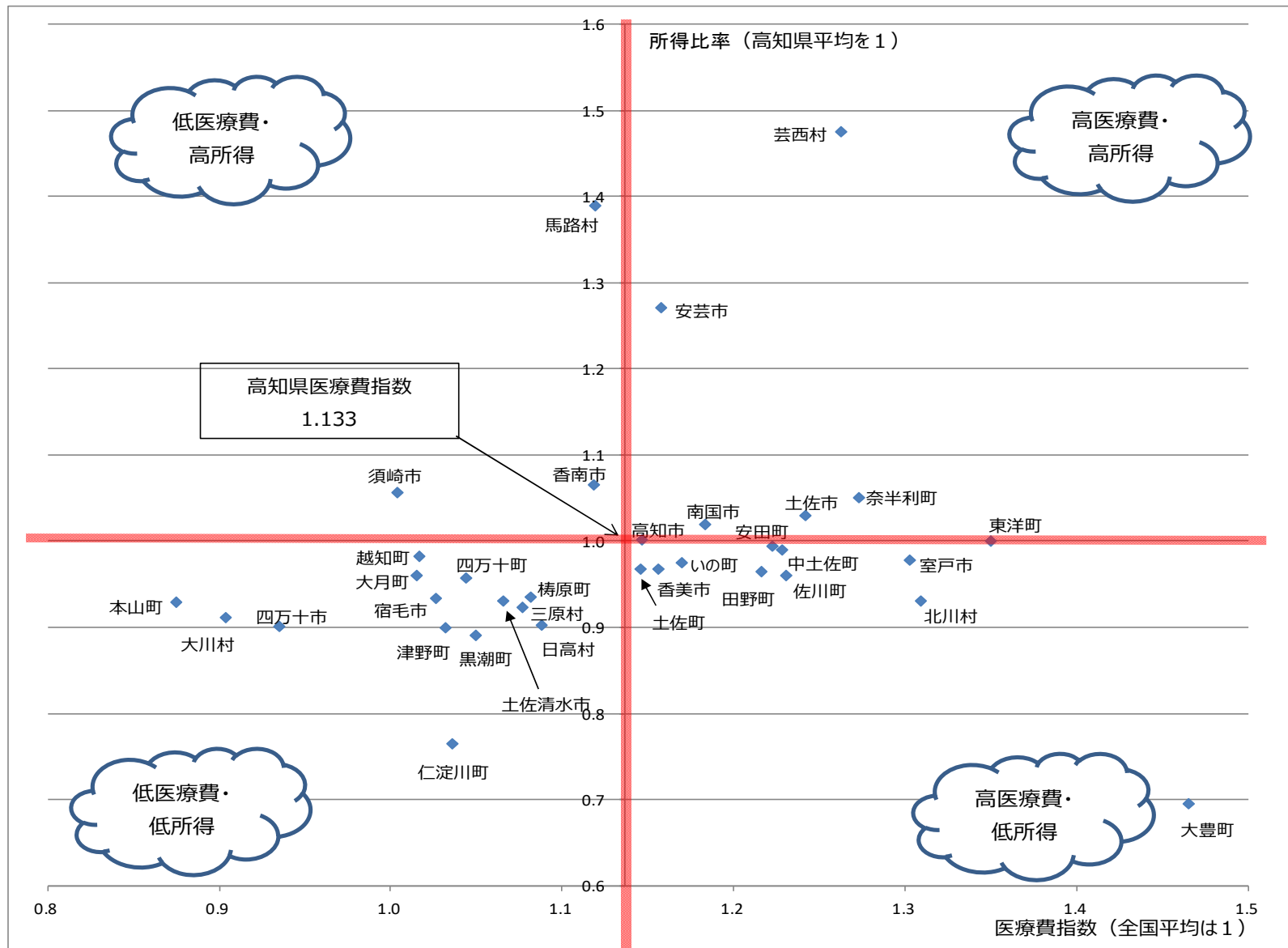
算定の前提条件 (主なもの)	令和2年度 納付金 本算定時	令和3年度 納付金 本算定時	変更点
医療費指数反映係数 $\alpha$	$\alpha = 1$ (納付金算定において、市町村ごとの医療費の差異を全て反映する。)	$\alpha = 1$ (納付金算定において、市町村ごとの医療費の差異を全て反映する。)	変更なし。
所得係数 $\beta$	・医療分 0.77 ・後期分 0.79 ・介護分 0.80 いずれも国基準の「 $\beta$ =高知県平均の1人当たり所得/全国平均の1人当たり所得」を用いる。	・医療分 0.78 ・後期分 0.79 ・介護分 0.80 いずれも国基準の「 $\beta$ =高知県平均の1人当たり所得/全国平均の1人当たり所得」を用いる。	考え方に変更なし。 (全国平均所得と本県平均所得との比較であるため、値は若干、変化する。)
年齢調整後の医療費指数の算出における、共同負担の実施	特別高額医療費（1件420万円超レセプトのうち200万円超部分）を共同負担を行い、年齢調整後の医療費指数を算出する。	特別高額医療費（1件420万円超レセプトのうち200万円超部分）を共同負担を行い、年齢調整後の医療費指数を算出する。	変更なし。
<b>新</b> 激変緩和措置の経過措置	—	激変緩和措置額を令和2年度算定以前と同様の方法で算定し、段階的に縮減（縮減率：1/4）縮減額は、後年度に活用可能な財源として確保	第2期高知県国民健康保険運営方針の期間（令和3年度～令和5年度）において経過措置として実施。
医療分の激変緩和（経過措置）の基準値	小規模な市町村では、年度によって基準値がマイナス値になるなど、医療分は年度間の変動が大きいため、平成27年度と28年度の2か年平均を使用。	小規模な市町村では、年度によって基準値がマイナス値になるなど、医療分は年度間の変動が大きいため、平成27年度と28年度の2か年平均を使用。	変更なし。
激変緩和措置（経過措置）における「許容範囲」	自然増等+1パーセント (自然増等は制度改革による影響ではないため、激変緩和措置の対象外)	自然増等+1パーセント (自然増等は制度改革による影響ではないため、激変緩和措置の対象外)	変更なし。
激変緩和措置（経過措置）における自然増等の割合	・医療分：12.81% (3.06%) ・後期分：15.49% (3.67%) ・介護分：4.23% (1.04%) ○3つの合算：12.69% (3.03%) ※H28→R2の4年間の伸び率。 ( )内は単年度換算。	・医療分：12.45% (2.98%) ・後期分：12.17% (2.91%) ・介護分：12.90% (3.08%) ○3つの合算：12.43% (2.97%) ※H28→R3の5年間の伸び率。 ( )内は単年度換算。	考え方に変更なし。

## 令和3年度 国保事業費納付金の本算定に用いた

### 「医療費指数（年齢調整後）」（平成29年度～令和元年度平均）と「所得」（平成30年度～令和2年度平均）について

この表は、各市町村に配分された納付金額を分析する際に活用する。  
 （「高医療費・高所得」は納付金：多、「低医療費・低所得」は納付金：少）

	医療費指数 (H29~R元 平均)		所得比率 (H30~R2 医療分平均)	
	X	順位	Y	順位
高知市	1.146	16	1.002	9
室戸市	1.302	4	0.978	14
安芸市	1.158	14	1.271	3
南国市	1.183	12	1.019	8
土佐市	1.241	7	1.030	7
須崎市	1.004	31	1.056	5
四万十市	0.935	32	0.901	30
土佐清水市	1.066	23	0.931	24
宿毛市	1.026	28	0.934	23
東洋町	1.349	2	1.001	10
奈半利町	1.272	5	1.052	6
田野町	1.216	11	0.965	18
安田町	1.222	10	0.994	11
北川村	1.309	3	0.931	25
馬路村	1.119	18	1.390	2
芸西村	1.262	6	1.476	1
香美市	1.155	15	0.968	16
香南市	1.118	19	1.066	4
大川村	0.903	33	0.912	28
土佐町	1.145	17	0.967	17
本山町	0.874	34	0.930	26
大豊町	1.465	1	0.695	34
いの町	1.170	13	0.975	15
仁淀川町	1.036	26	0.766	33
佐川町	1.230	8	0.960	20
越知町	1.017	29	0.983	13
中土佐町	1.228	9	0.990	12
四万十町	1.044	25	0.957	21
日高村	1.088	20	0.902	29
津野町	1.032	27	0.899	31
梶原町	1.081	21	0.935	22
黒潮町	1.049	24	0.891	32
大月町	1.015	30	0.960	19
三原村	1.077	22	0.924	27
高知県平均	1.133		1.000	



※各市町村の医療費指数は、特別高額医療費を共同負担後の数値

### **3. 高知県国民健康保険事業特別会計の 令和2年度 2月補正予算（案）の概要について**

# 令和2年度 保険給付費の状況について（令和2年3月診療分～令和2年12月診療分）

## < 3月診療分から12月診療分（10ヶ月分）までの累計 >

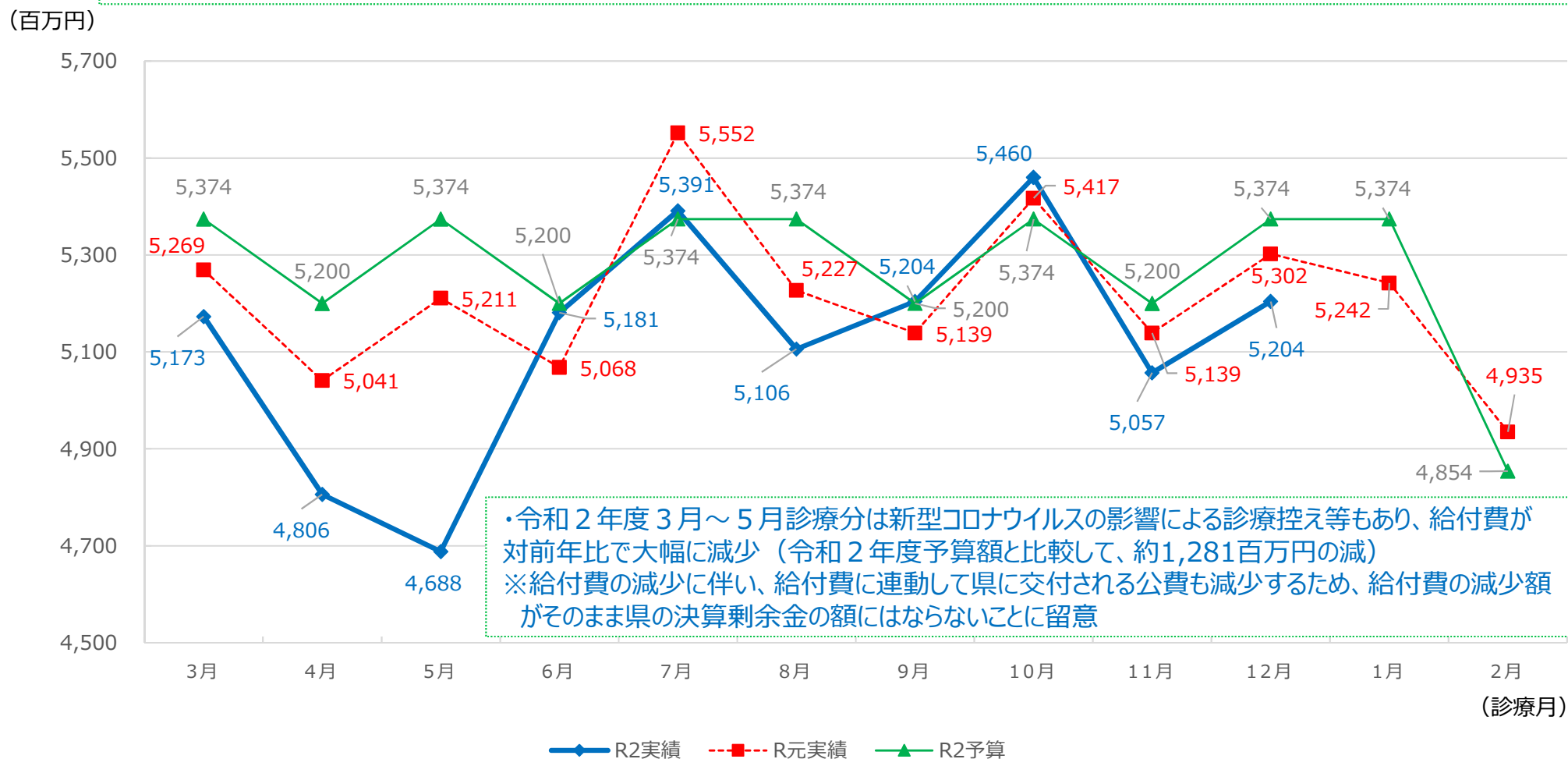
- ◆ 令和2年度 実績：51,270百万円
- 令和元年度 実績：52,365百万円
- ▲ 令和2年度 予算：53,044百万円
- ・ R2実績 - R元実績：▲1,095百万円（▲2.1%）
- ・ R2実績 - R2予算：▲1,774百万円（▲3.3%）

※ 保険給付費のうち国保連合会を經由して支払う分の合計（保険給付費の約98パーセントを占める部分）。

※ 一般被保険者分と退職被保険者分の合計。

※ 【引用元】国民健康保険診療報酬等請求内訳書

・ 令和2年度予算（▲印）は、令和2年度の保険給付費の予算総額の約98パーセントを各月の暦日数により、月ごとに按分した額。



# 令和2年度 2月補正予算（案）の概要 [高知県国民健康保険事業特別会計]

## ～2月補正予算（案）のポイント～

### 約2,041百万円の増額補正

- Point 1：令和元年度に交付されていた国費について、額が確定したことに伴い超過交付されていた額を国に返納するため増額補正：約685百万円
- Point 2：令和元年度決算剰余金の一部を、今後の国保事業費納付金の年度間調整等に活用するために積立てるため増額補正：約1,004百万円

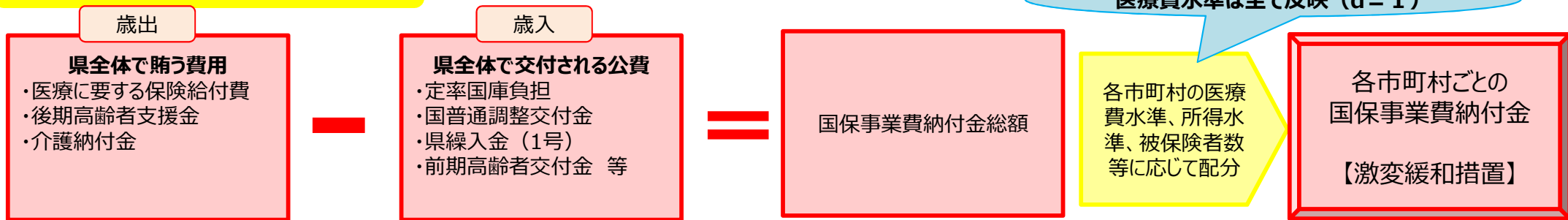
(1)主な歳出の増減		令和2年度 当初予算額①	令和2年度 決算見込額②	2月補正(案) ③=②-①	要因など	
歳出 総額		80,844,308千円	82,885,558千円	2,041,250千円	※主な歳出は以下のとおり。	
主な歳出	総務費	133,819千円	818,886千円	685,067千円	令和元年度に超過交付されていた国費を返納する必要があるため、増額補正。	
	保険給付費等	普通交付金	64,743,604千円	64,743,604千円	0千円	11月診療分までの実績から推計すると、予算の範囲内に収まる見込みであるが、予期できない保険給付費（医療費）の増加に備えて、減額補正はしない。
		特別交付金	1,774,131千円	2,127,655千円	353,524千円	市町村に対する「結核性疾患および精神病に係る療養給付費等が多額」であることや、「新型コロナウイルス感染症に係る保険料（税）減免による財政負担」等が見込まれるため、増額補正。
	国保財政調整基金積立金	107千円	1,004,266千円	1,004,159千円	令和元年度の決算剰余金の一部を基金に積み立てるため、増額補正。（納付金年度間調整等に活用予定）	

(2)主な歳入の増減		令和2年度 当初予算額①	令和2年度 決算見込額②	2月補正(案) ③=②-①	要因など	
歳入 総額		80,844,308千円	82,885,558千円	2,041,250千円	※主な歳入は以下のとおり。	
主な歳入	国民健康保険保険者努力 支援制度交付金	688,187千円	796,058千円	107,871千円	市町村が行う保健事業に要する費用に対する交付金（事業費分）の増加。	
	国民健康保険財政調整交付金 (特別調整交付金分)	1,020,194千円	1,259,860千円	239,666千円	市町村への特別交付金の財源に充当するもので、特別交付金が増加したため。	
	特定健康診査等負担金(国)	111,549千円	112,510千円	961千円	・対象者数が見込みを上回ったため。・単価の見直しのため	
	一般会計 繰入金	県・繰入金	4,199,251千円	4,040,420千円	▲158,831千円	令和元年度の超過繰り入れ額の精算による影響。
		高額医療費負担金(県)	648,708千円	666,826千円	18,118千円	高額医療費が見込より増加したため。
特定健康診査等負担金(県)	111,550千円	100,711千円	▲10,839千円	令和元年度の超過繰り入れ額の精算による影響。		
繰越金		120,021千円	1,938,161千円	1,818,140千円	令和元年度決算剰余金を令和2年度に繰り越して、国費の返納金等の財源に充当。	

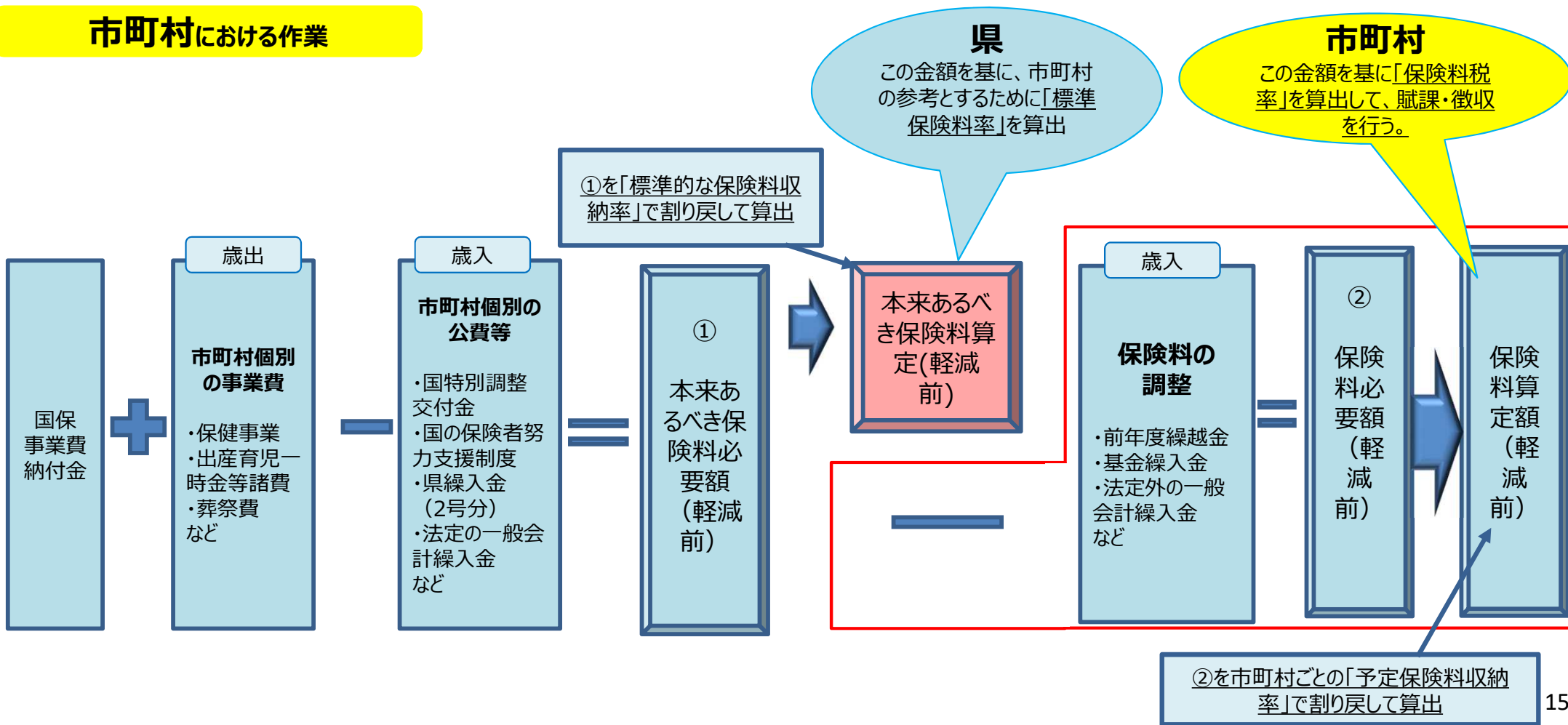
## 4. 參考資料

# 国保事業費納付金と保険料額との関係

## 県における作業



## 市町村における作業

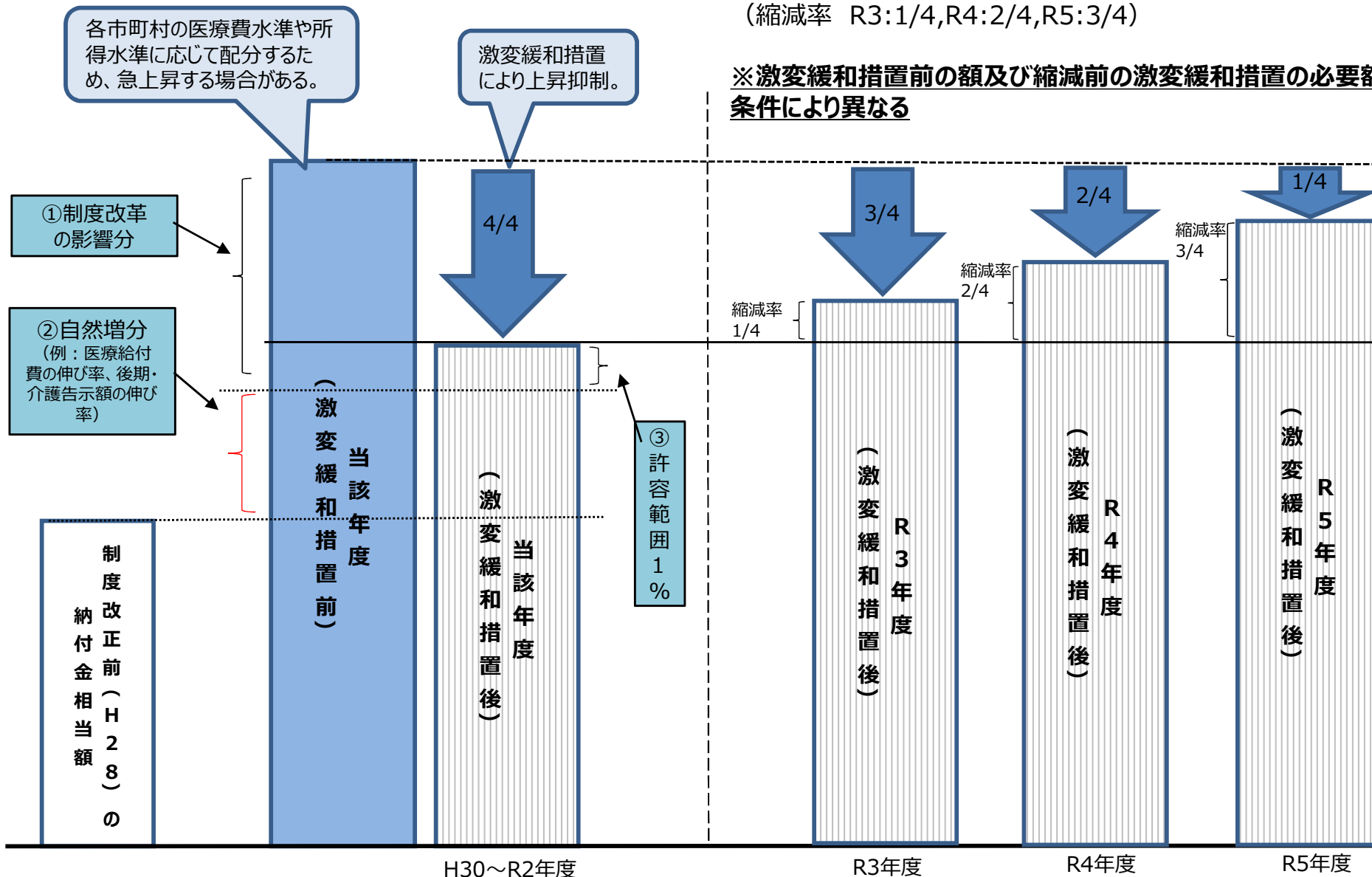




# 第2期運営方針期間中の激変緩和の経過措置について

## 激変緩和措置の段階的縮減

イメージ図（図は「被保険者1人当たりの国保事業費納付金」）



激変緩和措置額の算定方法は現状のまま、激変緩和措置額を段階的に縮減（縮減率 R3:1/4,R4:2/4,R5:3/4）

※激変緩和措置前の額及び縮減前の激変緩和措置の必要額は、各年度の算定条件により異なる

縮減により留保した財源は、今後「算定方式の変更」により新たな激変緩和措置が必要となった場合に活用する。